履　修　規　程

（両学科共通）

（目　的）

第１条　この規程は、学則第５章および第６章に基づき授業科目の履修に始まり卒業認定に至る一連の事項に関して、その細目を規定したものである。

（授業科目）

第２条　授業科目は専門科目、共通科目及び教職課程科目とする。

２　授業科目には必修科目、選択科目の別があり、また授業の形態によって、講義科目、演習科目、実験・実習・実技科目の別がある。

（単位制）

第３条　授業科目の履修は単位制によって行われる。単位制とは、授業科目の一つ一つについてこれを履修し、その授業科目に与えられる単位を試験に合格することによって修得し、その集積によって卒業要件を満たすものである。

２　単位とは一定水準の学習時間量を表す名称であって、その計算方法は次のとおりである。

授業科目	単位数	授業時間	自習時間	合計時間数
講　　義	１単位	１時間×15週	２時間×15週	45時間
演　　習	１単位	２時間×15週	１時間×15週	45時間
実験・実習・実技	１単位	３時間×15週	――――	45時間

○授業時間は講義および演習においては１時限90分の授業をもって２時間とみなす。

○１つの科目の授業は通常毎週１回１学期15週にわたって行われる。

（卒業の要件）

第４条　卒業するためには、本学に４年以上在学し、第２条に規定する授業科目の区分ごとに次に定める単位を修得しなければならない。

管理栄養学科

共通科目　必修科目15単位及び外国語分野選択必修２単位を含めて30単位以上、専門科目必修科目52単位を含めて52単位以上、合計124単位以上修得すること。

食品学科

共通科目　必修科目15単位及び外国語分野選択必修２単位を含めて40単位以上、専門科目必修科目72単位（学科必修科目42単位、コース必修科目30単位）を含めて72単位以上、合計124単位以上修得すること。

（管理栄養士課程及び教職課程の履修）

第５条　管理栄養学科の学生であって、管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、第４条に規定する単位を修得し、かつ管理栄養士課程履修規程に定める単位を修得しなければならない。

２　管理栄養学科の学生であって、栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第４条に規定する単位を修得し、かつ教職課程履修規程に定める単位を修得しなければならない。

（食品衛生管理者・食品衛生監視員課程の履修）

第６条　食品学科の学生であって、食品衛生管理者資格（任用資格）及び食品衛生監視員（任用資格）を取得しようとする者は、第４条に規定する単位を修得し、かつ食品衛生管理者・食品衛生監視員課程履修規程に定める単位を修得しなければならない。

（各種資格の取得）

第７条　食品学科の学生であって、フードスペシャリスト資格またはフードサイエンティスト認定証書を取得しようとする者は、第４条に規定する単位を修得し、かつそれぞれの「取得方法」に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（履修登録）

第８条　受講しようとする授業科目については履修登録をしなければならない。履修登録は各学期始めの所定の期日までに完了するものとし、学務課に届け出なければならない。

２　管理栄養学科の臨地実習、教職課程及び食品学科のインターンシップの履修登録については別に定める。

３　登録した授業科目の変更や追加取消し等は所定の期間内に限るものとし、以後は一切認めない。

（授　業）

第９条　１年間の授業を行う期間は、試験期間等も含め原則として35週にわたるものとし、学年は前期・後期の２学期に分け、それぞれの授業科目は、原則として半期15週の授業をもって完結とする。授業は前期・後期それぞれの時間割に従って行う。

２　休講およびその他の事情で授業回数が不足する場合は原則として補講を行う。

（試　験）

第10条　単位認定のための試験には次表の区分がある。

種　別	対象学生	実施時期	対象科目	備　考
定期試験	受験停止者以外の全学生	各学期末	当該学期に開講された全科目	
追 試 験	定期試験欠席者	定期試験終了後	該当者のある科目	受験願提出 受験料 1,000円
再 試 験	定期試験不合格者	定期試験終了後	該当者のある科目	受験願提出 受験料 2,000円
臨時試験	当該科目受講者	不 定 期	科目ごとに担当者が実施	

（試験方法および日時）

第11条　試験方法は筆記試験、レポート及び実技審査等による。

２　試験（臨時試験を除く。）の日時等は実施の１週間前までに公示する。

（受験資格）

第12条　定期試験の受験資格は次のとおりとする。

⑴　授業料等納付金が所定の期日までに納入済みであること。

⑵　当該授業科目の欠席時数が授業時数の１／３を超えないこと。

２　追試験は前項の資格を有し、かつ病気、忌引、交通機関不通、就職試験等やむを得ないと認められる理由で定期試験を欠席した場合に限り、所定の手続を行った上受験することができる。

（公的理由による欠席および忌引）

第13条　授業の欠席が公的理由による欠席または忌引に該当し、所定の届出を行った場合は受験資格の判定に際し、考慮の対象とすることがある。

２　公的理由による欠席および忌引については別に定める。

（受験心得）

第14条　受験に際しては試験細則および監督者の指示に従わなければならない。

２　試験において不正行為があった場合は、処分を行う。処分は当該授業科目単位不認定（必修・選択の科目を問わず次年度再履修）とするが、状況によっては、当該学期に受験した全科目について単位の不認定又は有期の停学等の処分とすることがある。

（成績評価）
第15条　成績評価は100点法を用い、60点以上を合格とする。評価基準は次のとおりとする。

秀 100～90点　　優 89～80点　　良 79～70点
可　69～60点　　不可 59～０点（不合格）

２　前項の規定にかかわらず、教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。
３　追試験の評点は１割減とする。
４　再試験の評点は１割減を上限とする。
５　成績証明書等の評価（表示）は、秀・優・良・可をもって表し、評価基準は不可を除き本条第１項に定める基準とする。
　なお、本条第２項の授業科目の評価（表示）は合格と表す。

（成績の通知）
第16条　定期試験および追・再試験の成績は試験終了後１ヵ月以内に本人に通知する。

（単位の認定）
第17条　履修単位の認定は、第11条第１項の試験成績（筆記試験、レポート及び実技審査等）、学習に取り組む姿勢・意欲等を総合して行う。
２　実験・実習の単位認定ならびに成績評価はおおよそ次の基準によるものとする。

試験成績50点、レポート評価30点、学習に取り組む姿勢・意欲20点、合計100点

（再履修）
第18条　必修科目が不合格となった場合は再履修をして単位を修得しなければならない。
２　再履修をする場合は同一授業担当者の同一授業科目を履修するものとするが、事情により不可能な場合は、当該授業担当者の許可を得るものとする。

（卒業の認定）
第19条　学則第36条の卒業要件を満たしたと認められた者に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。
２　前項により卒業が認定された者には、学士の学位を授与する。

（卒業延期者の卒業認定）
第20条　単位不足による卒業延期者の卒業認定は不足単位取得学期末に行う。

（規程の改廃）
第21条　この規程の改廃は、教務委員会で審議し、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附　則

１．この規程は平成17年４月１日から実施する。
２．この規程は平成19年４月１日から施行する。
３．この規程は平成21年４月１日から施行する。
　なお、平成21年３月31日現在における在学者についての本規程の適用は、従前の例による。
４．この規程は平成24年４月１日から施行する。
　なお、平成24年３月31日現在における在学者についての本規程の適用は、従前の例による。
５．この規程は平成24年９月24日から施行する。
６．この規程は平成26年４月１日から施行する。
　なお、平成26年３月31日現在における在学者についての本規程の適用は、従前の例による。
７．この規程は平成27年４月１日から改正・施行する。
８．この規程は平成28年４月１日から改正・施行する。
　なお、平成28年３月31日現在における在学者についての第15条の適用は、従前の例による。
９．この規程は平成30年４月１日から改正・施行する。
10．この規程は令和２年４月１日から改正・施行する。
　なお、令和２年３月31日現在における在学者についての第4条の適用は、従前の例による。
11．この規程は令和２年５月１日から改正・施行する。